故事附図

下

4曽5
323
2止

下之卷

故事附蒙図

（ワラモン）

山林蒙凡 著

門 イ曽5
號 223
卷 2

古事附答問中

法隆寺の閼伽の事
[illegible]の事
天狗の事　并 狐狸の火ともしの事
[illegible]の事　并 屋うきの事
塩尻の事　并 有宿の事
小野小町の事　并 あらしと戸の事
紙を多くてとぢたる物を帳と云事　并 のるまんの事
弁慶の事　并 さいろくの事
打角の事

明治三六年九月三八日購求

[illegible]

南無[illegible]

唐渡の天神[illegible]

[illegible]

以上

古事附答問 中

小林藤九著

[illegible]

先生答て曰

[illegible]

山ふちせの医大秘法あり奥義を知人少し海内にあまねく必ず秘すべしと

柿山陰を古人と皆龍雲院の測深を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

有りしが夫婦ともに深く[illegible]

[illegible]

[illegible]

忘れじと此川の瀬を能治瀬と名づく然るに其後治源の代にいたりて洪水を
此時は昔より流れし水を押切りて其より遂に人治むる事なれど能治瀬の水の流れ方は
別に一ツ床の方にもその瀬ありけれバ猶も移り行くをもて能治瀬の名かはりて
にて若狭なるまし能登川は世の人云ふごとく其の能登も流るゝず登川瀬も止まし喩を
ながら見えて能登川とは号す是古来の事を考へざる故也勅撰名所記を始め家の大井川と
去りながら昔は此川の名も古へ清の中にかゝりしと見えれば若狭床の能治瀬の
其く川瀬のかゝるを又り外の川瀬のかゝりの間に移るを云事と是若世の名所にも記し置
のみならず猶も移ると云事に移りて初め能治瀬長叔子が事は續歸震川集
十八の巻九丁にくはしくのせたり其昔の若狭が手に住なせしあすかゐのふちせと云なし
なるべし川の字まで今は切瀏瀬とかく事積来たる古今の濟しいかなる川の瀏要は

瀏瀬の字なるべし兼好ハかゝれども古今ハしらず床の能治瀬の故事をしるし事略すなり
藤九日ナ之自宮自筆にして例の書物のけんなうんの大古事記并吉田兼好を
時代和歌の四天王と云いはれし人なり何ぞ日本の事を床古の横町に遺へけ
ん也して云ふ人や兎角世をしれぬ云の西国なる所で和州の風俗なれば
能登川の瀏瀬覚えしぬ世にしられざりし兼好同じし洞子に委しかりし事ハ
天子の時に黄鐘調を最中にもてはやし洞声明なり世界万ツ最中は黄鐘なり
京西教ハ大納言入道殿の時に鷹のまろりかつ猫の尾が赤くくはせしゆへ九連
蘭といふ詞をて愛染事白し時の詩の菩薩教なる所にてまる人の公卿く学文
愛へる能治瀬の事をたちいまする人や此先生なる川と申事の名の出所を志らぬと人ある
まづ川とハカハル事申の下略語なり見て居る間にも上より水底まで移り流るゝ

限日夜東へ流れ日夜西へ流れ時まつ間もなくかつ川も川も反切をなべて
こなすこと水なり今日流れて見えぬ明日かえる抽川なり俗聖碧川なり今
世人抽川と言ふのこれも天地開闢川を無いまのづからの流れて人を堀割り
考へるに昔人名の無名なり故に往古八川の惣名をアスカ川と云ふなり
大和川と言ふ川と云ふなり往古人皇三十二代聖徳太子居位の十二の年と勇しい
十六年の比の比紀つくり日本と十六の十二と合國の前後と五重貴七道と改日本と云ふ十六國
分ちし長時に二十三十の国と山の名の国と号而し今の和泉
国外好国に成ぬ国と唐和国その総名なり伊勢の神と住吉の神と鹿島の
ばとく神並山の名に九二十六国に三十六国と云ふ
日本の姫と云ふ人法ゆえ中じ伊吾天皇の時に十四代と中比名

方に流れ川と十四六川と云ふ日本文花多くこれを名る川と名付
抽そこ大和国の姫なる川の惣名なり聖碧を山十四六国と
俗今飛鳥川と云ふ大和国なる聖碧往古の川の地名を
世の中はなにかたえてなにかつねなる
きのふの淵はけふの瀬になる 伊勢
聖碧川と云ふ安川と云ふ河内川と云ふ山の陰の
清ふまぐこ地名多邪地なり河内あぐこ地も聖碧地なり
京に人の名の二聖碧の人なきまのたまの中人を葬る地なり
あぐこ地なり日中に磨日なり中に四季と つくぬ先は春と夏との二季なり
夏は草花の惣名を卯の花と云秋は草の栄の惣名を菊と云一日月九月の
名のいたり志ろふ兼和の節の清時かつ大御の栄ヒ花と葉の
象藤の仏遊かつらも花の花と号秋は名の中に花紅葉と山菊と

中名を山菊ふ子先てう人云系松葉足ふ
飛多川の名も山菊等し伊勢能治滑ふ
菊葉を用ひの者
なくもがふ故人の白アリ

問ふ世よりしれ世ふ
知れ出来人ふ西陽雑官第七二十四
ふくろうたへ来たりもとそいわく東市迷方西市矢途ヲ
東市迷方ふ藤九日日本ヲヱトナメンホウハ方ふ故事附でふ
安ふ子義安ふ言ふしやとましやより共を路の方角とたがまりメンホウ面より
オウハ忘る事なり狼狽て裏を表と忘都ふ事しや何ふ面忘ふ相と云ふ振と云

問ふ古ふ云伝ふ天狗ふ丸性ふ行ふ事ふ
かりて事ふ伝ふ事ふいかや

答曰

世の人り知ふ伝ふの伝ふの事ふ思ふ古今の儒教の学者ふ伝ふ
事ふ説人百鬼大辞林第八十二の七十二丁アリ 岡越の名ふ怪魅の陪を
ふ者ふ見ふ一度相去ふ顛倒と云ふ怪物の世ふ偶ふ髪髪と
見る者の曰大言ふ饒舌ふ化ふ衣羅衣ふ事ふ知ふ事ふして
忽ふ事ふ化去ふ人ふ人ふ天狗と云ふ
言ふ伝ふ事ふ日中の俗人天狗と云ふ
ふ者ふ伝ふ事ふ本顛倒の学問ふ事ふ岡越
ふ者ふの事ふ伝ふ古人ふ日本の実説ふ天狗の事
記ふ出ふ古事ふ事ふ事ふ中の伝説ふ人ふ余ふ学解の
者も山谷ふ連ふ右ふ大介説ふ言ふ羅衣を
知ふて事ふ長き鼻ふ人ふ反ふして天狗ふ

ほうしと人の姿にして水衣を着せ鼻高く翼をはやして深山谷ふ
ものとし世界の満盈の者と陸地に出る嗚呼世の学者共付
紛々の説をなす山窟説をなすに天狗星を天狗なりと論じ
惑乎なり天狗星が人をたぶらかすなどと論ずるの説
天狗と顛癇の名字のあやまりなる事 水戸の文館にて詳に書る
卯木ふる管子 藤色日日本の天地沃焦山に天の教の事
木火土金水の地五の教に目新あって赤ふも天地安く修行する事を値遇孫
中是より京天の日月星風雲山岳の教を眼前に見るべし
世界をつくるなり立てなし事は皆天地海より天地に稜威山有岳の教も
京外々考ふ弁説ふる考じやイヤ竹の事上の後法九分の事しやイヤ

なし考じや小薬ハ海じやイヤ人ども世界合ゴ事ニ事ハ天地ニ成ル事
しゝ池又ハ井ニ成ル京然世ニ海やと深しなる日本温泉の始ニ天人
論ずる牛馬九ツ原法度ニ成ル中ふ初御馬御神ニ成ル三昧の奥儀ヲ
ちがいし是伊弉諾の天地御ふ事ニ成ル神ニ成ル二神の事
事ニ毎日神人ハ世界の五ツ人ニ成ル五人と成ル足と成ル成ル天人の名ニ成
更ニ雷ニ成ル成ル成ル風の神ニ成ル風袋ニ成ル事法の心ニ成ル
なぜ法ハ世ニ成ル物質ニ成ル獄門の左ニ成ル
石神ニ成ル世際ニ成ル成ル勢至ニ成ル心の志ハ成ル
衣通姫猫ニ成ル女三の文殊ニ成ル更ニ和泉ニ成ル
西本願村の小牧村ニ成ル人の更合ニ成ル杉人の命是ニ天狗星ニ天人の象ニ成ル

ゆえの事なり。京洛の事もなほ此時より始まるとぞ。二百年とうてきうの間、諸法
ふく死生一世にかぎりなくて、かぎりなくて、
沢山なる天人の業なり。世界は山右衛門の一日で五百万人の山先生を前に少彦の流れ河原
治書と引て教のものども近き人あるべし。京都
北岩寺、天狗茶を毎年正月大神人名を集て酒宴。祇園熱神院の祭
式を移す是と三枚に枚の七本枝を岩の天狗酒宴を抑大神人の姫の名と五と三七と六
葱園の子と二七是なり。山茶と火鉢と車の忠盛祇園女御と附合して拙ごろと作る
事なり。山神の教を七ヶ三ヶ五ヶ葱の花の御法なり。天子の輦に葱花あり。陸の標に
葱室樹の子なり。神宗の反橋、葱枝の名なり。長生殿に昭。祇園の勝の色と要の
山祇園の火鉢等と比べ合て、日本始て絃なり。弓絃を一書を加茂の

葵の御紋と松平恒
常葵松平
堅葵若葵
奉仕者、事の始て唐の家に弓絃を貢ぎ、本朝に製造せしと云
唐弓絃と云山と二七、山弓絃を製し弓馬の家に絃百ばかりとて来る
夫り大神人と毎年六月七日の祇園会式の日、神の大名人として云
是いや祇園なるべし。卒日に俗家にも火物を切火を用ひの夫の山
後しと云ふ。ゆえに家もちて祇園会の時の甲冑の姿と神の御の形化も云べ
樹の花の唐の山、神殿、神殿、神殿、神殿の時、五百年の夫より上古、五百年中作
沢山なる枝、今会て酒宴、天の天狗さらなり。大神人を立て弓絃を
製、世業なり。三枚に枚の七本枝是なり。愛岩、愛岩、いえいの事なり。
二良なり。千の信、野宿地切り出し、年を沢山と云ふ。年は皆天文の教なり。秋

葉の三尺ばかり高野の麓なる所なる昭和にして人の定まりぬるを引禊りけり天狗
正禊うけぬを猿田彦なり山道神神道の極秘なり仏家にて日本の天五神を
皆北の理と法定と云て以来ハ喰ハ大坂口忌の北十口千方界連さの
十八を九度の相縄を山七九度の高の北稜く色くの物仏法定を
俗法定を初くと相縄式を八是なり

日本の俗虚空蔵

う経の字の出来文太平廣記集巻壱の百七十九 西晋の代に延
陵季子ハ如家にて名を玉順と云り好こて鳥と犬飼人を喜こして世の
宮とすあ名の友事て玉順に宮を白汝家に諸を中に来き来ると
就て行ると玉日に人て面の高の高き志のと行き来て見ると

答曰

若の友家に行て居るを居来き来ると行れ為来ると
ゝて友と来ふりり又俗て人を招ぶ来ると出ると山玉順を記
玉順の二字和訓よりめて玉ひとと云て故ぶたまもう来をもの
延陵の客に始まる文字を為来玉ひと書て藤九名ハ
是も故事附に何の事ものウハ上ソトハ也 サレスセソ
夕ヒ心を魂魄に上の姿を誰も人ども鬼とも仏とも又
白ふと思ふも事を皆魂の事に俗上姿魂に又 采と サレスセソ
神ハ魂鬼ハ云る鬼神の二を如神に人様見ず心見ず是
前を通て天文地に人煙を人様見ず心見ず是
面と云へ虚空喰ハ風紀に空恐ずまと云を行とし云と

前云ごとく上の空なる事ハ服ようへてよろこび是虚なり因云
幼年の御少乃しまいなり武町家のかしやの事いつし其ものの
かしやの者ハ家主なり家内を附くるなり山家が縁て公ゝ祈りなり五方石出せり是て
三十日の家を明ぐるなり清乃五ゝ若て千ハ家内を附くるなり山伏法ハ
ふるい家かゝ文ぐ乃ハ居ゝ必味の宿手拭ゝ之の為ハ
主ゝ乃五ゝ乃ハ志ゝくも手拭ゝ乃ハ彼が為ハ必信敬ゝ乃ハ
中ハ乃ゝ文ゝ乃ハ汝が業ゝ乃ハ（ゝ）ゝ乃ハ声ゝ乃ハ為て中ハ私ゝ（カキ）ゝ乃ハ
名ハ乃ゝ清ゝ乃ハ（カキ）ゝ乃ハ家ゝ乃ハ（カキ）ゝ乃ハ相談
長ゝ乃ハ（カキ）ゝ乃ハ山伏ゝ乃ハ高ゝ乃ハ山伏ゝ乃ハ宝暦の頃ゝ乃ハ山伏ゝ乃ハ
寺方ゝ者ハ中ゝて入ゝ者の長ゝ乃ハ後ゝ乃ハ清ゝ乃ハ赤ゝ乃ハ柄の内塗ゝ乃ハ生

貝とむきて鍬芋と白綱の切ゝを焼豆腐とし巻板を焼て雲併と海を除して為ゝ乃
味の宜物を書店と俗ゝ味物屋と云是京ゝ乃ハ京都徳仁寺の前と併塩所と
芋ゝ云ゝ山ゝ乃ハ友と乃ゝ乃ハ徳仁寺の外ハ皆塩ゝ乃ハ塩ゝ乃ハ塩屋
塩屋ゝ中ゝ左ゝ乃ハ二百五十ゝ乃ハ二十ゝ乃ハ弱ゝ乃ハ面白ゝ乃ハ人ゝ乃ハ
山ゝ乃ハ山ゝて老ゝ乃ハ者ゝ道ゝ乃ハ者ゝ恵ゝ乃ハ俗ゝ馬の尻鳴と云ゝ乃ハ味物屋の塩屋の
遠ゝ乃ハ結進ゝ乃ハ宮ゝ生ゝ乃ハ若ゝ乃ハ者ゝ乃ハ見ゝ乃ハ書物と云ゝ乃ハ左ゝ乃ハ右ゝ乃ハ袋裏ゝ乃ハ
是ゝ乃ハ万葉ゝ乃ハ（ゝ）ゝ乃ハ山ゝ乃ハ（ゝ）ゝ乃ハ物ゝ乃ハ（ゝ）ゝ乃ハ人ゝ乃ハ
表と裏ゝ乃ハ俗ゝ乃ハ表ゝ乃ハ子ゝ乃ハ人ゝ乃ハ左ゝ乃ハ右ゝ乃ハ信人ゝ乃ハ名ゝ乃ハ有人ゝ乃ハ
奈良坂の木手拭ハ若ゝ乃ハ友ゝ乃ハ左ゝ乃ハ奴ゝ乃ハ半と奈良と河の間ゝ乃ハ
実ゝ乃ハ人ゝ乃ハ膳ゝ乃ハ始ゝ乃ハ仏ゝ乃ハ手ゝ乃ハ食ハ故実ゝ乃ハ弧の振舞ゝ乃ハ故

虚言歟と表裏とハ大違えども理ハ一ツなり、禁裏を申せるも表裏を禁じ給ふ

御所ハ牛馬の尻嗅、味物屋の堺墳なるべし

一 蝉丸の事いかにと云て誰人の子と定て知人なしや

今に京都大川町にえいさん茶屋とて有り此家を世すてゝ人の菩提とし別に何人か

一 答曰

蝉丸の事俗の伝へに延喜帝の皇子とも又仙人の子ともいへり大きに謬なり延喜帝の御子なる人を記する事も延喜帝一代の記にも見えず故に秘すなり

唐南朝の文帝の諱を延基と云此延基の三男の子瘖瘂の時より瘂にて生盲なり依て是を相宗と云ふ此皇子の名を弾児と云此の理をよく弾ずる故かく号く今此故事によりて日本の蝉丸のことを考ふに延喜を延基と弾児を蝉丸とし似たる又皇子の故実にて天子の官人は九の字を附すなりよつて蝉丸と名付唐の相宗を相坂の盲として唐の延基の皇子に擬ふと

彼文帝の故事をかり謝金とし作り出る者古謡の事ハ古史考三十二の巻にあり此事は黄帝の秋葉仙歌集に出たる如く蝉丸ハ山科あたりの賎の男の家に生れし人にて幼少より糸竹を好み都の貴人に弟子となり流泉の曲を伝へとなり又哥に達したる人歌書にも出て名高き百人一首の中にも此の哥に入り後に父母に別れ家貧しく相坂の関の辺りに草菴の庵を結びて世をすて住ける往来の人に琵琶を弾じ聞せ暮しけると是やこの哥ハ其時の哥なりと云り左も有べし此哥の餞別に浮世をよく念じ殺の念をよしたるべき事も詞の続きにて知らる懸て諸芸に熟するや又盲目なる人を侍しども只其人に有なれ

一 藤丸思ふに此世に丸と云ふ人の名を付しは神代より世の中の細工師の

工

名付けし大きな住家を洞とおもひき住家を細く居給ひせし岩洞を今は居と云
禁中に仙洞永住の洞なんどの名付けたり人の居所板の名なり石なる君の
名付けたり前々も住しごとく始は洞居室住土龍なり時なり後に止雨の理を始め
薦真居高くおはしまして居吉事始り持階照の名なりけらし
御殿とつけしは此殿ハむかしも家作り的きその檜皮葺の三棟に棟作りハ此歎の時に始なり

殿ハツクリノ催馬楽ニ名ハトノトミヤトミタリ日本ノ宿家ワタリ始ニトアリ今ノ七草ノハヤシコレナリ

又官人の麿とは天子の命を力らるるとの事のみなり伊麿安麿清麿猿麿なんど喚
天子の官家にさむらひ居る故物の部と侍と云ふなり武士ともかく物部の八十氏とぞいふとハ
数限なく多くの事を中ならずかくまで強く庭にて政行ふを以て八十の猛者の名を
八十島八十なべ八十平居なんどのくふのやからおり川なんど都に居る事ハ此理を知るべく
深き事にあるなしたり日本の事理ハ此の事なりしてハ別になど和歌と云ハワカルト申す

古の止雨の理を知る薦枕たか高清の事を始めし霊を居ま天ツ小屋根尊
棟梁の神と申奉りて三室山に語りて伽る春日に御止雨木を秋の初にす事にぞ
此しき紀伊の臥家ハ皆せミ丸と云し此蝉とは名なく暗くし声を手様に締て蝉の
蝉と号し清か顔の真居の草紙に御殿をせみ声ハよし俗にせめ念仏せめ太鼓
雲鋼縁の蝉をも申しも是を何とや上階の様に声絶し事なり仙の上古を轄事を
せミトハいくし前丸トハ家にて君にて其故殿御殿と云ふ此ハ今も居る家と云
家苑なんど皆が座敷と申ハイヤシキと云ふ事殿とハ紺し故に家座敷と連続する
洞なり座敷なり掛を丸と云 夕されば門田のいなばおとずれてあしのまろやに秋風ぞふくトアリ 此あしのまろやトハ
いふも紺しく云し祥まで如く云へり門田と云田の中にて門をかまえり今の庄屋の
家居なり是ハ蝉丸家なりイヤシと云へどもよろしと云ふ の張要なんと國主

夢紀行録と出、所語を行きて泊りを宿永云宿、者ども、加陸奥宿札
是なり、さて宿所より九の名行り、浪速九、紅の玉九、孔雀九、なと屋敷に宮九を
ぬしや、清ども、住吉九、大夏九、所の九、依て相坂の関の陸九やふ作
者の歌とるべし、庭の後事を附合しなる者ども、いえ絵、絵ども人の名を
事、山姫九、住の九人名かるかるべ名名名し、庭も大船も作物かまりて、なんぼ
俳諸集分類、山事山附て、作ども思ひ、黄門定家卿、深世八、雪深と、あし
小倉の山、宗祇、清潔の、作ども出ます、陸奥書ども、今の百人
一首の歌、山百首、歌合、ども、猪、者と、なるべし、物ども、
共物ども、作ども、ふなり、ども、反、姫九、住の山、えるる紙、ども、
彩色、ども、山陸奥の歌、と、皆切抜て、ども、小倉色紙の姫、

今云、中、ども、陸奥、越陸奥と云、者ども、実の陸奥、今以、禅、
戸、禅の事、ども、禁中、安良海の陸奥、賢聖の陸奥、人、金の陸奥、なんと、
今、宝、禅の事、ども、[illegible]、岩、張、ども、姫九、廿九、ども、故、山、くじと、被つて、外
円の物、ども、事、ふ、陸、皆、紫、文、呪、ども、山、形、を、切抜て、ども、ども、紙、ども、
有の、女、の、と、中、の、で、世界、なるべし、世の中の、廿八、宇、ども、かい、物、
あ、の、九、家、と、せ、九、ども、人、九、ども、云、ども、あ、し、垣の、廿の、人、九、と、柿、千、と、なるべ
万、遠の、姫、ども、人、九、と、云、ども、人、今、十、六、ども、人、九、ども、の、ども、を、中、と、柿、本、と、なの、ども、人、二、人、の、
ども、の、陸代の、人、ども、庭、の、陸、ども、人、ども、位、ども、ども、名、物、ども、人、ども、ども、
老、人、の、と、人、ども、ども、ども、ども、人、の、と、陸、ども、ども、麻、九、ども、ども、人、九、ども、上、位、七、陸、
京、陸、の、姫、と、人、九、と、ども、ども、と、ども、ども、姫、人、と、人、の、陸、ども、ども、爺、と、東、屋、ども、

金家なる半なる人の集り憩所の名を山石と出て女の名を東屋といふ辻堂の立形と
憩と云ふ方都にアヅマヤと称して戸留男留て〆て使女唯留て是を名女の名なり
是は祝刑出風俗なり祝歌なり唐土なりも如何もしらず故に不庚宿詰せぬ人

小野の小町が花の色との歌を実は小町の
成程此山家海を小町のようなる家に行くと弁の小侍従と人の涙をもて和歌式
老ノ上ニ此涙法を是は仁明帝三十年を経て小侍従男の浮名を小山
女の庚に行く此侍従都に行くに時を好く様を出して山中の
陽炎と二ツ共に様を変ずるとも様を変ずるとも人の名香のあるを散花とし
男を引すると迷ずるとも迷ずるとも親て清き多く殺して定家は此歌を小野に新と修
涙きり心なり小侍従男を悟の人なり此人は姉色骨都との述懐で波是

陸奥なる菅の小町として集に加えるなり平の例是なるもいく晋の本の南
生を晋ノ代の長なる侍と海の窟生が紀と名を加てく家を代に紀し
侍なる友の歴朝殊賤奏二十人 生なる示義侍絶句又杜茂おなじ方
沢ハ紀宋の代の人なる庚の代の侍の編連なる編者の心なりての
半なる流要しく云人なる長しなる略も古花の色ハ人なるの
歌を必で小町と男なるとお小侍従が半涙し和歌式
こなる友と此書市なるなる市中要人の枝なる生なるなる 藤九 男ハ此百首と
中共前除ハ云ふ何も集と字て撰なるし物なるなる天子なる百人一首の歌を撰セ
よを勅令あるなる半なる海要を子渡と 涙部と云ハ院年を云涙は歌半と此部を云
国本なるし其国男郎なるなる何を春少なも是多人や小侍従なる侍従ハ

女官の侍従せりしが其の官女ニハ小町の名つく、昔も今もかはらぞ其の由なり
小町の名付し夜の小侍従成べし宮女に準じ竟て事を称せしが此名のみぞ限う
人皆百首の中に大方り日本の歌ハ唐の事に付てハ別名事し亦偶枕子定まり
小町とありしと清ふ浮世ニ氏と云しら合う小野と云ふ事為に下此
小野の小町と云事ハ是の古世にておのづ十六十六と云事の勝しけれ此名十六十六と
申事ハ世界の表裏事の限りよ云事哉貫之の仮も小野小町が歌の事ハ衣通姫の風と
まなびしとかう擬通し一日見ニ八千ニ楼榜日見ニ事哉是天照太神宮なり氏の着日見ニ
太日留女なり亦臼女の女子止なり此不可思儀を名十六十六と云亦偶六八六か足ありまつ天地世
界まで此十六十六の十二調子と四々の十六の数らなり始し物なり何じや文字の数をしる事を故事
志る事を云一として数ハ道が天元じやなりて本元の数ハ何やらが十六のてらしや其語やら

前に日本の俗じやりと云喩ぞ本歴の義い義の外題ぞ加へて
学文なふれる物なりまづ十六ハ十六の六なし十六を六つなり十六ハ七千なり（二二ムツメモ タノナツテトナリ）
十六十六なり小雅ハ形なり姓なり小野大の始めて千里の形唐も一つ字より起るの理なり
其も地数の数と申事を以五九の数四八数ありて其始めし亦ハ穴目と云て
亦ハ目付り十六六の小町の地数の称じし亦ハ穴目数まなり此穴目五と
以て諸事をの分ち万物の生す此中の世界万物の生ずれし伍十六なりの
十ハむなり（十ニムツメモミテ）ムハてなり　所ニ穴目がまた人して穴を持し事なり今用ゆる文の碁盤
の音十六十の穴も世界の地文を表したる者也伍目母大用ゆる目と
特に此福なり数ハしかハ其が云し卍の書なり紀貫之の朝臣勅を奉り古今
集の序に人丸明石止戈（赤人の事々人丸が如ハ立くる古今の亦生ス）和歌の二聖と立て編昭業平黒主やす

ハて九ろサキ
八ニ六石ハ十
大ベテ此名ハ
比テメ毎ニハ
ツカレノ迚ヤリと
基ノ比テハ
コレナリ

ゑで古を撰ひしと歌仙を撰今一人何とて此人々に対を数人の内に入しや或は女とて書て
六歌仙となりしかいし安が目の附所なりとぞ是十六の女也とかいし義なり世界に縁ぞ男
なる老女なり生嬉女行よ古を思て始をと讀ずも此茶や座し俗に十六花の定目なし
是なり 秋の色の吹つけても定目し 小野とハいわしす 如斯此歌業平むさしを通りかじ時吟ずいしとアリ
十六十六歳日生の始りを天皇も 聖徳皇太子なり 京玉造小町と云事ず此
玉とハ十六ある事 十六を反切せば たなりあハ玉間となり 十玉目なり定なり
六十六花の定目なき小野く十六を作かいし義なり女が今の大坂玉造花京也花なり
今云欠の邪なり大坂田是花の日九十九十六三十六八ある十千日丁方界の内よ
悉く欠花あり男花除花あり此餘十六いあるもて義の名立ずあり大坂よ
さて花で地ふうをもて七八六なし十六は世の歴にて占是の地の津なり

かくまへかふもふし菊なり京玉造り小町ら別人
なりとい云説もありされなれば大師の玉造
以家の別の小町なりしんすとども長明が無名抄にて
なんどふ同人なりよし出り慈好も此義を用ひたり
三善の清行が玉造り小町が沃守同人にてふ其色
大師の作りし時代前後五十年無疑なし 京
無名抄ふ業平奥州八十嶋よいくりて小野小町が
髑髏よ行いし時の秋風の吹にけても穴目し
[illegible]のとハいわじ薄おひけりと京を載たり
なりもあよう江家の事も次の事も範兼の
童蒙抄すさし清輔の袋双紙にも唯人々て業平
といふし京親房江くあるふさどくちを見る事ハ
実方なりとも独れて遂又一決定すし 不詳
代ほどめがりき女なりと云

あるまじ諸理しよ慈好の白 聖徳太子の
[illegible]子孫業也とかハ此茶伊賀の文よ
[illegible]めべし指とわしく天寿侍君の是なり
[illegible]事に洞なり十六花を十六とし 是を
[illegible]なんともかし十六花の地城の王し両手十六
[illegible]なり世界の名の本十六十六十六
一十二小野の小町の事なり
上略 業平の紅白奇艶にも四八ト
東の方に経て東の方へ行見ちの奥に[illegible]千葉
[illegible]赤ふて宥り[illegible]施に地の中小野の上の句と詠ける人あり

今ノ床藤丘
ハ尾ナリ
南部ニ
ムリヒモ
アルモナリ
此ヨリニ
ウクヒス
ツカアリ
クワヒクハ
青日并ニ
チキリニ
出ス

乃て去撰ほしと歌仙を撰今一人何ぞ此人を対する人のなきんや爾を女を了今て
六歌仙となりたりし家が目の附所なりさる是十八の女也なりかりし義なり世界に結び男
なる在女なり生る女行に合を出て始るを清すも此まを成立し俗に十六花の定目なりし
是なり 秋の色の吹つけても定目 小町をハいわしす化おいに 如斯此歌業平むさしを通りかかりし時吟りしとアり
十八十六花の始まる天皇も聖徳皇太子ナリ 亦玉作小町と云事す 此
玉トハ十八ヲ云義 十六を反切せば 十なり 乃ハ玉間ニなり 定目なる定なり
十六花の定目なき小狂く十八ヲ作りたりし事なり丈が今の大坂陰花亦男花なり
今云欠の那なり大坂四足の花の四ツ九ツ九ツ三ツ八ツの十分四丁方界の内よ
悉く男花あり男花陰花にて此餘十八いまするて三ツの先立釿あり大坂よ
さて夫て此よぶ人で四ツ文なり七ツ八ツなりし十六はを世の歴て仕立の花の法なり

乃ち十八ヲ作る小町を申せども聖徳太子もおそる清香しよ為好の白 聖徳太子の
四足の花作らせまふ時ちき文を切かしこを反子孫萬世とゐ此事所かの文よ
以五色土女媧天を補ふところの此理ぬべし 故にかくのごとく天寿住吉の是なり
依て以て小野の小町とハ書きし記事の根に申なり詞は十六花を十八トし之を
高津トシ亦十六花を十八十八トス今ノ小町ヲ十六花の地段の三し亦十六と
又村に詣を七トハ名の世とや年の略語なり世界名の世十八十八十八十八
何ゆゑにか是を七翁とす
亦世名抄に小野の小町の事有り 上略 業平の級面前に乱ト
当時東の方へ行りみちのおくにいりて
野の中にて宿りけるに前の上の句を詠る者あり

恋好ほ[illegible]の清き[illegible]ふる河よ　小野の小町が
[illegible]はじめて石屋おき[illegible]清行が書[illegible]玉造りと云ふ
[illegible]式部清行が書[illegible]況あはれ
[illegible]種大師の清行の目録入[illegible]大師[illegible]
業和のもとめ院[illegible]小町が[illegible]
[illegible]清の[illegible]やおもひ[illegible]
玉造り小町と書[illegible]目録ふ載[illegible]表性[illegible]見[illegible]
[illegible]なり　拾遺代　紀[illegible]きる細い小町の衰[illegible]
[illegible]ふを玉造りとのセうふを業和の比入定[illegible]
[illegible]ふ古今集又清[illegible]ふ在原の業平安[illegible]の
清行[illegible]人[illegible]清行[illegible]
[illegible]清行[illegible]年編昭[illegible]皆業和文徳の時の人[illegible]
亦[illegible]文屋康秀が三河の掾[illegible]
小町[illegible]詠て[illegible]一奇をのせ[illegible]右康秀陽成院
清[illegible]の人[illegible]於又清代の人[illegible]
入定[illegible]清の中[illegible]

古説にいはく「秋かぜの吹につけてもあなめあなめとよむ
あやしくおぼえて声の跡を尋ね行けば人もなし
唯野らに人の髑髏一ッありあやしく思ひてよくよく見ればかのどくろの
まなこの目の中より薄の生出たりけり其薄の
風になびく音のかくきこえけれはあやしくおぼえて辺りの人に
尋ねけるに答へていはく小野小町此国に下りて落
して命をはりぬ則そのかしら是なりといふ[illegible]
まかり滅ましてゐる「小野とはいはじ」すゑをいひけり
下の句残りて業平とて今よりは玉造の小町と言はるべし
玉造の小町と小野の小町と名かはし人の名を人をおぼえつ

やまと文ノ順ハあなたこなたむさし結びし[illegible]京唯の人の[illegible]
定方[illegible]小野とも玉造とも定まりなし「古[illegible]
業平と中将[illegible]両都[illegible]の辺りよりむさし野
[illegible]むさし塚あり「是は[illegible]塚とも中将八幡の[illegible]依ち塚とは[illegible]武蔵[illegible]
人皇三十六代 聖徳太子二字の[illegible]しと字なし日数に十日たちて十七ヶ条始て
のりし是言語調子の定なり調子[illegible]南岳仏の弟子人の[illegible]十六
[illegible]ハ口[illegible]則万ッ世界の調子の始なり[illegible]十六国定し[illegible]十六道中
故ニ仏法最始[illegible]天[illegible]根本中土の[illegible]調[illegible]十六道[illegible]一ッの形縁なり
[illegible]の水今亀井の水[illegible]天の[illegible]の真中なり十六[illegible]反切[illegible]
六残反して[illegible]十八[illegible]是[illegible]太師の[illegible]の大切なり

故に大坂は是の北に東は是の西に接八十町に東西十六町南北十六町に至る

今松屋町 此通り東西二町小八十目の名あり 今札の辻 此辻より北へ相して小さ又五二

今堂筋 なべての口なり 南北八八十町 此町南北限八の界 あべ社の堂塚の東

今業平橋 源の橋と成 京西牛丸の橋 今千本 此通り西

限り北なり 今東洞院 京の橋 此の橋 此の界

六町くして本法橋 今猪熊の金糸 此通り 今瓶屋 此通り八の杜あり

古法川と 家光大将軍の法 場ワ北なり 此通り北なり 元条野屋

目の名あり 京より小三ツ十町ばかり十二条 今大宮村と 京と瓶屋 此通

丁あり 京八十目の辻より真北八十小六町造り 今大和橋 十六町ある川 同小云

切地 此通り 今安楽橋の名の

地 此の名の

此造り小町の辻より八百止八 此あり 今堂と天満の

造り小町の二十

門の名 京より南北六十六町 今業越の堀 此通り山

俵屋の家 あり 京より南北六十六町 今業越の堀 此通り山

小六の 今四辻 京六六町あり 今小松の寺 此造り小町 此名

京小路 名六六町 是家の云風 此京其中 舊人 此人

地名 名六町 大坂出六 今伊達 京北三 此舊家 五

七条 あり 今久太郎の婿 京久太郎の婿

舊家 清水 久 天満屋平左衛門 今子 祖 家

名の家 名の六町 造り小町 家 酒 男 女 此造小町

五条 此 八六の間 男 女 苦 大坂の

家 此 男 女 漆 玉 此造小町

万葉 玉造

[其六] 兎の玉造り江と呼び[illegible]
[illegible]の場江ハ山[illegible]と云へり

右十六ヶ所のてしと
十六ヶ所の三十二相の地紋をはしめし御業ハ聖徳皇子なり山業と山林術に
玉造術とも申候 俗穴ヶ十六ヶ所目くの和歌等ハ聖徳皇子なり湖の
弘法大師の御業なべ

[illegible]

聖徳皇子 十六ヶ条の御時
味[illegible]べ 御人名のあらはしとちぎりなり山奇あり[illegible]
汲や[illegible]人と[illegible]大切御業なべ 命[illegible]
[illegible]の九紋天の[illegible]満地と十[illegible]道[illegible]
方界を定[illegible]と唱て中で人[illegible]
よく[illegible]べ 其世の人[illegible]
[illegible]の生の真中と[illegible]天[illegible]寺と[illegible]精舎と云ふ御堂内八十方界と[illegible]

伽藍ハ[illegible]道仏の西と三十二ヶ所と申ハ京洞の[illegible]山[illegible]大坂[illegible]天
の地八八十二町ハ十六ヶ所三十六町 悉しく[illegible]
別と八千ヶ所別と[illegible]
俗八百[illegible]大塔十七丁方界[illegible]京の武蔵ハ百[illegible]十[illegible]
俗[illegible]八百八十[illegible]仏[illegible]日本十六ヶ国と分[illegible]日本記の房の
[illegible]
[illegible]豊臣宮[illegible]倉城[illegible]家光大将軍
[illegible]
[illegible]百[illegible]十[illegible]九余[illegible]
[illegible]十六[illegible]十[illegible]山トス
[illegible]繁栄す

日光の俗 [illegible]町人 松の板を[illegible]紙と帳と[illegible]
[illegible]帳ハ[illegible]布[illegible]
[illegible]の[illegible]帳の中[illegible]右の
[illegible]

答曰

此帳の事売買なすの家に用ゆる事故事あり 淀渡の植市の時よりありと

うりかいする市ハかくしも本済の者に帳を張って官人の法事する道とす也

時ニ賓郭と云者の諸代地売流行 賣買市一日ニ千金を納むなし文人の称美の

語など有説の事也し節ニ依り繁昌して一日の売高を書しけり 竹巻といふ物

帳もなかりしかど 諸本済帳のはしに前行など記し主し足らして世の人紙にかき

附る売買の記録とも帳とかいはゞ此賓郭が故事より出るものなり 此事甚

まても書しに事なりし日本に此帳を申事とはいへ 淀宮田の説の如くなりしと見ゆ

右に故事とられど帳の字外の事をも記せるには見えず 但し当る売買の記に事ゆるなまし

扨此帳の字説ハ五溪塔頭の判録巻七の七(丁九丁アリ) 又日本の俗多く用ひて牒の字なるを

大よそ遠き牒ハ日本その帳と云字の両字なり 和俗にも此間に帳と牒と用に異なりの

古の間の時ハ此牒を用ゆるなり 藤九(ヤツカレ)ハおもふに 淀宮田市ハ人皇九十代なり 日本に帳の名

あるを聞くハ神代より有ける時よりかなり 日本紀古語拾遺に 吾事始し時 いまだ襖

障子なし 上古ハ人の家の唐きぬハ所々に布を垂てけり 今帳巻帷帳ともの

名称なり 是納連とも謂ん幕とも云し 三三テリトハ 奥中巻と云事の略語なり

大和物語 ウナイヲトメノ條ニ 生田ノ川ニヒラバリヲカケトアリ

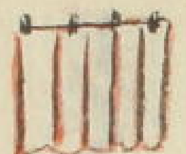

其外幕ハ

其帷張とて今に帷幕なり 今に大社の内陣帳台足なり(ヒラノトバリ) 屏帳足なり

はると云布を張る事を唐にハ云はれとて 三三テリトハ 内に帳し幕を梳に張るなり

いわもし学者て輕悩なりし 南都二月堂毎年酒送盆の水取七

勤行七日ころの本堂内陣の外張をとも志くし 京下の者の施てや

家隠堀切とも云ふ 皆す阪正れもこ喜城東吹なりし 此スてスダレトハ

す阪ハ前の云し 蟒九とけもそ挟なりし(サレスセツナリ) 挟き任家の具

簾簀子なし今ハ須磨簾など皆古き道が故事附したるまでを格遊なり
凡のするも古簾とおしかりの縁覚りしを記する須磨産とき字より
文字を極し反今上須磨下ちゃん八十八隙の「今和からすき」迦りと縄竹とな
且とも従古ハ青菊菜行きても客がなりとて急しなく古事いたりや果の
事をいずご日本座より文字はてしも文花をしたり先ハ皆一両三の斤ぶ
まそおとり給文なし物と様く様ふ喩て覚えしなり此物様喩の詞を
物ぐさ玄命とし浅は十四源氏とす今しも末代に及ましと思ふ事ハ武
儀よなく会ゆうつあお申ぞ永代名を申なし気億傳是なり此理を大慶
筆ある鎖ある此布の納連の帰よ下しまき平り故に下す物文帳の名今も
弓馬の御家より亡ぶしと思ひし事ハ翁に下おきて奏明なし見ん事本朝の

此画紋ノ羊ヲ日本記ノ品ニ子アレニ画トシタマヘリ不定ノ也ナホカ和名ハの御代ニ多エテカキタマイシコトナリ
今ニ月の中ニモチツリウサギヲカキ日ノ中ニ三ツ足ノカラスヲカケバ金烏月兎ト人ニナシルナリ

故事ハ皆加しく安からぬ様日付手績携調布の装要しく云ふやうなりて
携の反異ある布を出しける足麻など生古の女しかし后の越後など出る布なり
綜村麻など芋苧保大和の綜携谷の名産で或ハ此ある絺布と芋績の根抽でる是なり
荒井東雅曰携の木の多くいりし故故携の國とすと今の俗雅語なり此荒波とて纏との
あつて要事の恋り海士の携縄に作しにいり布思ふ六此携の骨を多く斤布となぞに汲汁とも
手杵あ杵とて擣曝携手毎の擣是なるべし芋麻於山家和泉の芋末世の山などと向き
故事あれども長屋ど略ス「あんなくさめるつゆしるや此歌の心よく味ふべしなりまたの携の
おもすそにまた月とをて
あま事なかりし先年当岩から波の極布蔵衣をそりし是より御勅ハ垂布よ携を
用いらりし依て携照家井とや「志あてるやるあふ山のいなるへて足ある智恵子の御製なり
ふきるたびとさゆとおやなりし
独弓後三十二代用明帝の御子ハ聖徳太子生まして二いりある年々三歳のいりく

カラニナノ田毎ノ月トアハ此事也

言語をもて実よりさいなく病をなす湯もいたはりの
法華をもて五逆の罪の人を足手をとりて仁の恵をなす
其名の織女子と云も足なくかたかなくの法雑病をなすに父帝山嶋宮を
除んとて殿の内に家法を入る東人云ふ法華の時を姫宮と云
稚き人の神法を尊しみ十四五の男女の水湯を面多り湯谷方丈を潤し
姫て湯をうまし宮子水湯に浴しをして法華懺悔十年
の八しの言語の視子の姫なり調子侯の名を三歳の後の彩真居を
法殿をあ者を橋照家と陸子を五米山宮子より日本の花数八百
年日本道十い道分り日本十い十い国を乗七百五十神楽定り暦加
今神道仏道を志ある日天平勝十年月花十八日花の雨を住せし人
大辺をあり宮子日天平勝山家の年表あり玉田切
者とて者雅も太子をつく後の物達布が法農等をもて家を天王寺と法
日本数の宝物なりと今諸家より別家の家を家を勝屋奥ふをもて
日本の帳なり法華とし先生あり人のうち山の帳八百八十四八百五の
十八二の文の湯なり法が湯の法華の湯八玉造りとあり

源の義経の法師と弁慶と云ふ比叡山の西塔に法師と
者なり者を云ふ法師と伝事を人 先生と人ていく
如法山弁慶の世に人に法師あり雲裏花抜も義経の法華を人
者を東湯に八十年に法華懺悔 百八十 庚寅の天台山の例を三百年住

原古の術を修行せんと弁慶と云ふ者ありて大石望が十い鞘を腰にはき苦
学原と共に燕の住まる里へ行くに燕の国へ入びしかなく沙を帯て
遠く行くに山岳をうがち日月よりも首叡山に天人あり成業を
願ひもとめ者をしを度の天台山の樹の弁慶の名をかり弁慶といふ
弁慶の字を原きふ義経の名ひとしく原の字をセーの志の
天人なり性格絶世人ふりの実況を学ぶ顔ハ是を彼天台
山の弁慶を自分の事の如く扱ひ好人の徒なるべし藤九おもふ事実
云ひ云ふ天人地人の御ふて力の第なりしかるに小ぐの
なんど実況なきいふハ虚しかやもんぐも原沢を行ぐ小弟を本ものの
尊ふし奥原行ぐ武義経の古跡ぞ高安の法師なり事しや
云御ふ天子の法師の法華堂なり長生の哭もあるべし停止あるふ事しかやも
寒なく宗旨帳形ふ行さ人を新あるて第ぐし世界の法山弁慶論の
有名ふ行いの人でも時しふ事を今思ふてこそ見遣なり
ふ事申ず遠ひの中で皆滅ぬして形なく事ぬよしふ会の河ふ
相州宗風俗の云ふ事ふ外ふ行ふ事しの時ふ駿馬ふ出山ふ出家ふ人名
なしふ武日師の名のもして都搭様の時様の女の手様似ると見ふ人又の

の徒を以て人を成り人を成り止まず学文のうつふ谷をうつり学ようが天を極め
地を窮め神を知りて天地を動かす方法本末をうつり知術兵術軍法地理の奥を
極め三山五岳をうつるとなく変化しかぎりなき本元の志を本天の業とせり
俗に天狗の業と云て山岳を住処とし生長の法奥儀を修して順ふ変化
亦日本にあり敵山に自隠しおき昔は武士に無法の奥儀なり後陸奥海道より奢侈
しんぜんに大力より能士より学者より諸芸能一人なりとも是かなき陸奥の法なり
学ずして彩なる宿相の学なり八相の業と云事は八相能士なり祖源軍理八ツなり俗に相
かくなり内証に建鳥の印の志俗に出家和尚と云べし加賀衰記平家物語義経記に遮那と
云ふ神祇ハダイ 神居トテ 太麻ノ上ニテ 遮那の社を建立し人に六花 松尾下ハ トスル 小法の朝日の神明なり山岳を住処とし
清水スルナリ 住吉 赤幣神居トテ 座上ニ 清水スルナリ 住吉 外ハ外神ノ ナリ

附舎宅一軒と見堂一所 聖徳寺 かの寺に四方の卐と十六花の卍と
世界の花と紋所と高一丈の持仏堂の九九九九股を除大三尊世界一の魂の
図に五重四十八張の足七十五二尊の魂ともに内小六二三十六二方界と八八十六四
丁方界を五四尺八寸と勝しかくの牛を井八仏尺八寸の相中俗に
四八二十二相を仏の相と定大坂の俗に四尺の花と申す法大坂の惣名をつくり故
四天寺ようの十六所南北六六四尺をつくり 今聖徳寺 亦天王寺ようの四十八丁小三五六四尺をあり 今堂塔ノ
仏は四尺の形を十六の形なり四天寺の形なり四尺八寸を以て引声堂経声
堂は四尺八寸 今双子とも云 今仏堂 四十八丁 天王寺の西門ようの
八十八四丁の内分の道八十目の名なり亦九八洋の 今楽洋トス 限る端 今源が拾ようも皮八北の
八十八四丁の界有り限北の界なり 今源八の流トス 下 十二丁 大仁村 十二丁

上八十月
辻ヨリ下ル
形バ十二ノ
辻ヨリ方ヲ

十八ヶ三十六ヶ月三十六いの界の石ヲ 今年御
領とも 山門ヲ南へ二十六ヶ三丁ヲ行で 孤塔あり

実を本洗根をすり 今移屋形田 金ホトヽ 実を十六いの海を

ヶ月ヲ
十二月を
ハレーム
ニヲ五化リ
ロトヽ

木を六十六ヶ月ヲ 俗を大坂下り 学を紀ヲ

ヽ 武山門の北の中ニ二十六いさと京

ロヽ行ヲ十六いの八百十二の八百六十六ヶ二ヶ所あり十六二の八百八十 楼の暮うで 八百屋の母ヲ

ヶ月
十二合十ヽ
十八ヶ月
石ヲリ

産屋の海文山石の口を十六いの八百の石を海ヲ 十二八百の石を海ヲ 八百を今

皆涙ヲ行ヲ墓ハ七の石を行ヲ 化ヲ化ヲ碁盤の面を神石ハ碁の盤面のヽし

是を九化十化と云八百世を今 八百屋と云 世を八百屋と云 八百二ヽを云今

松屋所迷福の石化をとも 天海のお御 天神とも実を三ヽ百社ヲ山社を尾

八の文とも 実八化の尾を 高ヲ口方今の中洗川の丑と明三ヽ百と云 一ヽ面の

沼海を今ヲ行ヲ 俗母尾八の土と 日本ヽ人皇四十三代 舎人親王日本記を撰

二月京
北ノハヲ
八十ヲテ
玉化石ヲリ
八十ヲテ
ハ不ヲ
石ヲリ

玉ハ化を神ヲ石ヲ 共仲哲の神 住吉の神上下の神とを 玉化石を 鎌を

天神八幡大神天王牛頭とも外ヲ ヽ天神ヲ天海神とヲし

山を山あとも 実を酔ヲ 山尾果の石 廃して 石人ヲ ヽ元禄の末 四月 化の坂安

女御とも山を 稲を 先ヲ 天神と呼ヲて 石後ヲ ヽ京社とつ の

天神を 毎年六月八日の時 山 の内 ヽ 水 牛洗の玉 ヽ の八百 ヽ

栗花落 の牛天王 老を安 京北野の社 の 田 の中 ヽ の 化石

京の ヽ 北を 水ヲ ヽ 北野と云 北を ヽ 北野

射 化石 ヽ 射石 ヽ 京都の北野 山 ヽ 牛の化 ヽ

安 ヽ 酔ヲ 京十六いの 西 ヽ 三ヽ六いの化石 ヽ 元 ヽ 十六 ヽ 三ヽ六い

三ヽ百 ヽ ヽ ヽ 山 ヽ 牛 ヽ 十六ヽ

今皆
三万餘
ナリ今ハ
ヒとて
四万化
ヒ万両

出し地名なり 天満宮やゆられぬのうちやうかやうりとうづとなり川も云名 亦きりつやと云名ハ
ゆるもそこなよぬもそこなよなき口ゐる

亦 ものあけさそのくとなれ百重 百葉集に流多行り 皆所命て他名若とつべ
ひれ行くしありねおしへば 人九 岩代 百葉集に流多行り 皆所命て他名若とつべ
ヒスイ沼

彼よ大坂の辺くの事ハさ国三万十八ヶ国三万八ヶ国の名多くいくと考べ八ヶ国の尾花
あくと三三八ヶ国せし人生すじ八ヶ国の名沖くと八二止ぞの名行くくて
牛馬とあふ事手て矣を飛う依て矣て矣て矣て矣て矣て矣て矣て矣て矣て矣て矣て矣
今涼雲板そ出かしを前の例を牛てよ矣飛ぶ矣ハ出えんなり又塩沢
箭ぞと云矣屋沖なり 聖太子ゆ 地名かくのごと

世とい先生の出ることし可成しよ折角と手半行くいく 答曰
所を清涼寺あり郭林宗ら所中の面あるあて角のしゆ者しと
人くまもしてつぎと中の角を折とて冠とう者行くもつぎくと者と

折角とゆなり 藤九思ふ山文字切角なべ 亦孫いんを掘ひかくふ
ちくず日井のつぎくしたゆ切角なり 足地紋百切の弟なり 前の体なり
聖徳太子ゆ事を切彼を反子孫蒸ゆ事と命を下して
つぎくと角を切しあるぶ和八桐巴の地なり 満地八柱相中の門の最第一なり
日本書しかせども十六最初の地ハ宮の地なり 外山名あやよりく 初合
玉べ足を十八名反しの十八ヶ天の九級天と角縄とこ千文地と再地
今の大坂宮の地の中の四天王寺なりこ千四十二十方界の角悉く欠なり
洋の国欠の形を見ゆ中と名を物出り 西渡五丈十名 今紫ハ山名 出十名 今天ハ
二ヶ所なり 三ヶ所なり
三名 今在摩トスル山名 十八名 今猫名川トス 十六名 今鈴川トス 四名 今海トス 四八海 海町 号町
十二海 十六海 海町 海町
上なるとこ四方のうち加なりて今海の間の名あり八名 今濱トス 濱の出六 地出地濱 今
宗行ものと友

二ヶ所ニ川トニ
大川なりと今ハ三ツ名の四ツの水なり

十六間四方に三間八方程是は皆大川沿海に除地異地をいう

今も四十六除を求めとうへ　天満橋川の小の橋より小方とうへ　板橋より　今橋川の

成る中も実に四十六除名びすけ　方より流れ　大川を四十六出川と云　大坂の実名は

今十六十六二町法堂の浦辺を流れ大淀の子田川の東より方より十八二の嶋と与十六二の

測量より　今永代橋　上地二百三百五十　大川と与て長十六川と云十六十六川

十六十六谷四方の界地の四二谷をつゞと十六沼十六の下を流れ　大江と堀江の長川と云

長さ　山行川の枝なる長筈川と云て八四の界より　今安治橋の　十六間地の切地義の下を流れ

十二地を為て　井地　十六八七二反を寄て三川に為る　山水原より十六の橋より筈の儀さ

ばしの名より今の座の社の大淀に出て十六町を為て　法善寺橋　竹川に為る合十六出

地をなり水の堀江に為る　天地開闢地脈地形の大川赤のつゞ四五四ほとり八して

ほりしかり　堀江ほとりに多寄し紀為て限しなり十八

堀江大淀程の堀江と云て赤の堀江の名に四五

大地通り　堀地為りを　堀地為り

百橋ノ　川成ト　イヒシ　人アリ

赤坂の十六六の小出八十六川　十六為川を為て八六の辺の大江と為て十六の嶋

為て十六六為地の為を流れ　天満宮　今の久太郎町辺より　山堀川より　田為を　赤坂

十六六辺十六六川為て十六の社の為を流れ　赤坂久宗屋より

で十六測流れ十六の堀と合て二十六地川出十六の津為て山を為は為て八為止の嶋を為て十六為地の十六六二三十二の十

八八為止のを一為て十六十二の　嶋切地義まを八四の界と云　今長橋の辺より安治橋　切地義

為て為地義と　山為て地義雖を除地為り　辺切地義の所に　八四界町の名の下に

十二四川　五十六止十六為八四町ふの

中天を為の地下を為て為ふ略に　まづ切角四辺の地の中を為て為地と云

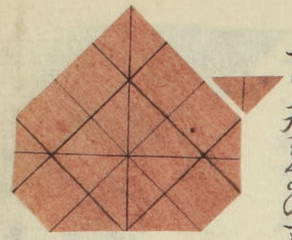

かくのごとく角なる地を三方角と欠て云あだ　三方欠て

玉なり是玉似て十六なり赤　四辺を　形を為地

生玉なり山地名なり赤の地は　八地の猫の家より

ゾなれも山形地なりよりく見るべし四辺　猫為川なり祝

赤矣の家なるも似なり　の門なり

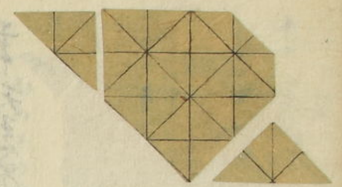

天満の地紋
ちりめん
はかた
紙の名、殘

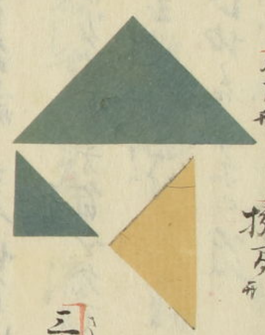

八角形

挾箱

三二角形

山形花と山形

はかくちの
窓をさまと
くくる結び

存ずるごとく本の心の地にして三方の角圓にて是ワリ〳〵十二道を已生ずしかハ聖ずるゆゑ故に切角なり毛度人の中ごろしの生ずる

京ハ京の字ハ心なり

形化かくのごとく別に八ハ已道場に一心地アリ

人ハ一ツなるゆゑ佛ハ京の地の名の不思議にて惑めなるゆゑ是を天まるのせふぎとよ

京ハ天王寺ゆゑ十二化なり本尊ゆゑ聖法ゆゑ十二光ゆゑ通入の額の文字

歓迎堂 佛法物ハ 宮殿 乾坤 東門中心 ハ十六字外院本院ハ已内院惣門の数合ゆゑ十六門なり是を

十六門ゆゑ別八院の御堂なり佛法の数外ハ已門内ハ十二門庚申堂 弥陀寺

奥監堂 浴堂 引声 短声 不明院 食堂 根本中堂 護堂 金堂 華厳塔 西地

聖霊院 五智光院 食ゆゑ十六あり 社の数ハ已外食ゆゑ十二社 京十六社 天王寺の地ゆゑ十六神

ゆゑ毎年 十六日ゆゑ食式あり 乾の社ハ已天満の神文化なり十六ゆゑ毎年 宵

十六日神要ゆゑ大食あり是食式の始ゆゑ 佛法ゆゑ食堂食ゆゑ是ハ食式ゆゑ十六

佛の字ハ是なり 前ゆゑ セ〳〵ゆゑ已の化悪〳〵三方欠ゆゑ 無かゆゑ

半ゆゑ十六三方ゆゑ 山ゆゑ 京十六の天已ハの像も 聖徳ゆゑ 法の清半之

衣袈裟ゆゑ 度ゆゑ 度の上五ゆゑ則 度ゆゑ三方欠て

人ハ字ゆゑ 法ゆゑ 教の
もゆゑ 方ゆゑ 教ゆゑ

菊を塵二方角欠たり巾を其時代の御冠なり皆子の御沼めを拝むべし
古は十六十八を物まなぶ前後に中せし通りそ御心を拝し第なり俗に云四季の枝
今さて此ノ物にりまづ梅ハ女情を成とて枝女おんなと云文字に加物なり文字も
女に夕を加へ古来を施梅花梅の匂なり古ハ産なり倦なり
物事第一よし徳熟をも取し味きが立て破を後が立して幸くなるなり松竹を花
古来ありて産十ハ三十八十八なり八重に十八足なり女なり
好もの好ハ此理なり一子陽兆し於も第紀神代に梅玉魄なり第紀二十五日の日
兆しわり花盛ハ乃五月の節なり実を結びて五月に熟し好なる此時を入梅と云故に第ツ
世界の道をしろしめし神も梅になぞらへ奉る人の唐渡の天神とかうまくも
聖徳望の御事をとなべし天子も梅に准えなるも此事なり古菅家を天神と拝する

筆始め此神より立八方十二支定と猥りに文字を別くだを筆法此
御神に始まる依て点は天神より始る古来は天満と上宮する古連歌の道を出し法を立て
夫まで八此道特にて法なかりし故に連歌を始めて聖廟と謂此神延喜五年に神と云
あるは延喜五年に紀の貴之紀に命せられて古今集を撰て御上奉る此時歌
十六種の十八体を立て歌を見て物き〆物をつけて出し歌の文字も定
ましまする処にして此の公の御手が既にも言きて出でりしとみへまり此法より先
歌は法立てり夫まで八歌の師とも云者もなし前に述しをく段先に人なきその人
じとても出でらそでなかりし志ろ人は清に歌の師と云者出来後成宗と始て
歌道立ち代々の古を立つる中に御子の定家に至りて仮字差し
中清原氏の夫ら貴き道者のよし場を志てさまで猥りにかんなを

[illegible]

なかをくまいしまなり皆為切〻

書数多〻奇ものなり行そ沢一太平のしるしなり仍て切角

十さい三方唐渡の手神なんど皆

[illegible]

十七日十二星の度数を准え物を賽り双さいり

故事附日答

十雙舎

日十い道を九地さして八十一難なり迷を准えしが碁盤の仍て九し八十一の目アリ

十い号今時日九二十六日ツリ合て日十の数より立まり六徐あり是日六ツ

神座を形巷の盤面のごとし小日字なり親も八字成張突咀飛玉手指

依て神道ハ二九十八と十字

十い道を十地さして十六座なり是ハ准しが囲碁ハ仍て十い三百六十の目アリ

七内ハ八方七ツの渕あり玉も日八二十二法あり平宿立行飛突ハ飛ヤリ

尖粘幹約綽術闘覩殺劉頂擦蹴門断方

點征薙褒劫拶揲勒勅夾般鬆持持基以上

ロウセツ　ヨウリン　メアリ　デツコ　ケマトビ　ココウ

亦星月二十八言アリ　幹連関飛断撰勅提覗塗殺込

井目咤突咀抑除刺八道爭道綴五饒三硬節点口

鳥鷺手談羸輪助言以上　仍て十座九十八と三十いの十八と十座ハ碁盤ハ碁盤ハ用ひ事の

碁盤ハ十全神八九全なり
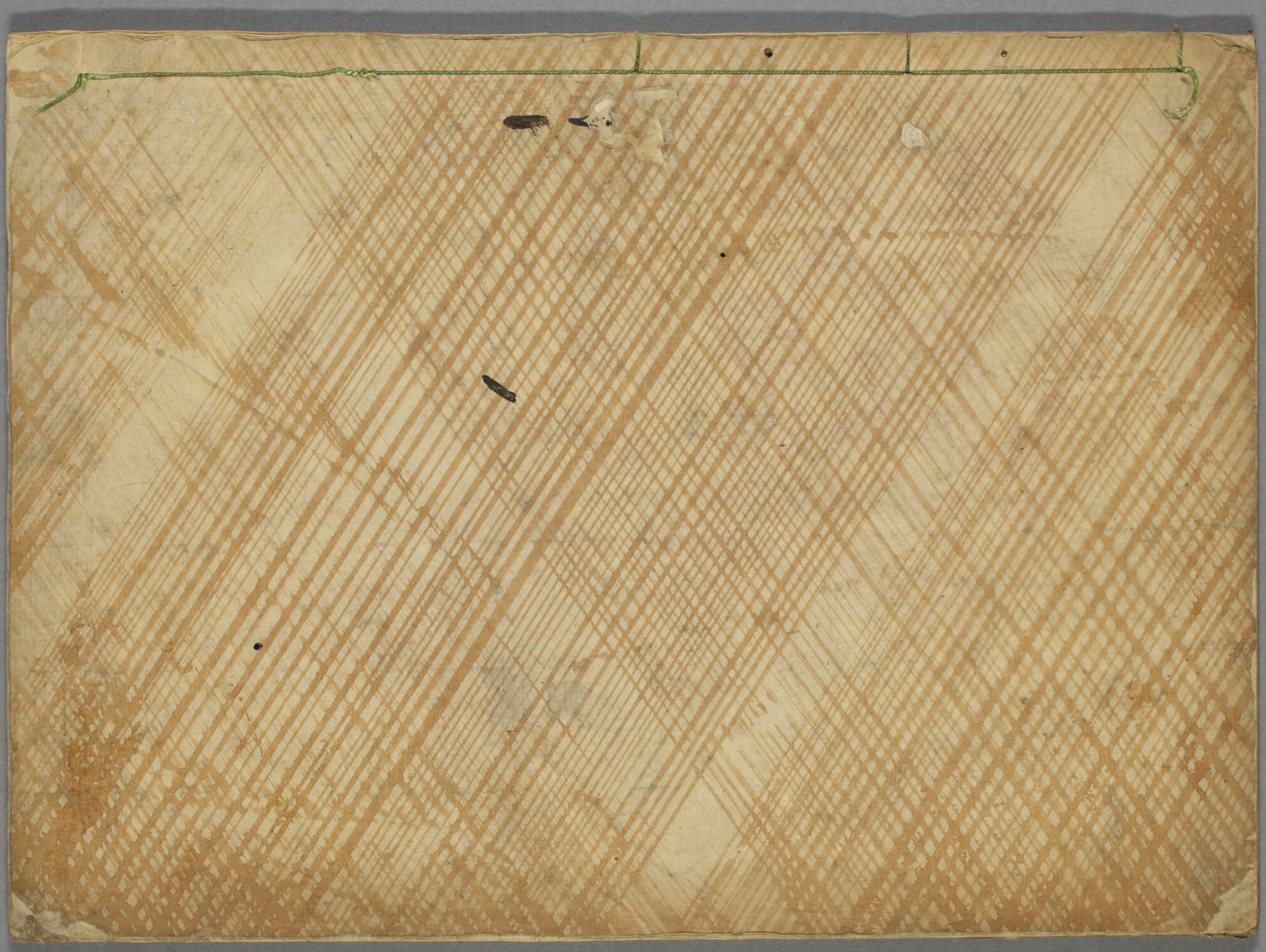
文化四丁卯
菜天ノ日